

後期高齢者医療制度の保険料が決定

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と

65歳以上で一定の障がいがあり加入を希望した人が、被保険者になります。

被保険者が納める保険料は、医療給付費の大切な財源です。

令和7年度分の保険料額決定通知書は、7月中旬に届きます。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計額で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

均等割額と所得割率は県内均一で、世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます(別表)。制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかかりず、均等割額は加入した月から2年間、5割軽減となります。

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収があります。納め方が前年度と異なる場合もあるので、保険料額決定通知書を確認してください。

●特別徴収(年金天引き)

年6回の年金受給の際に天引きされます。年金受給額や介護保険料の状況などにより、対象とならない場合があります。

●普通徴収(口座振替、納付書)

特別徴収にならない場合の納め方です。申し込みをした口座からの振替か、保険料額決定通知書と一緒に届く納付書で納めてください。

次のようなときは一定の期間、普通徴収になります。

- 年度途中で被保険者になった
- 年度途中で転入した
- 介護保険料の特別徴収が停止になった
- 修正申告などで、保険料額の変更があった
- 年金差し止めなどで、年金の支給が一時停止された

保険料の納付先・納付期限

納付書で納める場合は、市役所、郵便局、納付書に記載されている金融機関・コンビニ・スマホ決済アプリで納付できます。普通徴収の納期は7月から翌年2月までの年8回、納付期限は各月の末日(12月は25日)です。※納付期限が休日の場合は翌営業日です。

便利な口座振替

納付の手間が省け、納め忘れを防げます。希望する人は、納付書の裏面に記載されている金融機関に通帳、届け出印、資格確認書を持参して申し込んでください。市外の店舗で申し込む場合は申請書を送付するので、保険年金課に連絡してください。

【別表1】令和7年度の保険料＝均等割額＋所得割額※ (1人当たり)

県内均一	均等割額	43,800円
	所得割率	9.11%
	賦課限度額	800,000円

※所得割額＝(総所得金額等－43万円)×所得割率

【別表2】令和7年度の均等割額の軽減基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
43万円 ＋{10万円×(給与・年金所得者の数－1)}※以下	7割	13,140円
43万円＋(30.5万円×世帯内の被保険者数) ＋{10万円×(給与・年金所得者の数－1)}※以下	5割	21,900円
43万円＋(56万円×世帯内の被保険者数) ＋{10万円×(給与・年金所得者の数－1)}※以下	2割	35,040円

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人が2人以上いる場合に、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。
○給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える
○65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える
○65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える

特別徴収から口座振替に変更を希望するときは、金融機関に申し込んだ後、保険年金課の窓口でも手続きが必要です。

保険料を納めないと

保険料を納めなかった場合は、

督促などを受けることがあります。さらに滞納が続くと、延滞金が発生したり、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課

☎043・308・6768

保険年金課 高齢者医療年金班

☎62・5882